

令和6事業年度

〔 自 令和 6年 4月 1日  
至 令和 7年 3月 31日 〕

第 20 期

事業計画

東日本高速道路株式会社

## I. 高速道路株式会社法第10条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法第10条に基づき、高速道路株式会社が、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、高速道路株式会社法施行規則第11条第1項で規定されているとおり、資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、当該事業年度の資金計画書及び収支予算書も添付する。

令和6事業年度の事業計画については、事業全体としては総額10,245億円を予定している。資金計画については、総額6,912億円の資金を社債の発行や民間金融機関からの借入金等により調達する予定である。収支予算については、当期純利益として5億円発生する予定である。

なお、事業の実施に当たっては、新たな知見を踏まえた高速道路の効率的な維持管理を図るとともに、高速道路の維持管理のあり方や将来像、高速道路を持続的に利用する枠組み等の議論を踏まえ、実現可能な取組から順次適切に実施するなど、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」という。）の中期計画を踏まえ、国及び機構と連携するものとする。

## II. 事業計画

### 1. 高速道路事業に係る事業計画

令和6事業年度における高速道路事業については、高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等で構成される。

高速道路の新設、改築については、信頼性の高い高速道路ネットワークを構築するため、計画的かつ重点的な高速道路整備を行うとともに、その機能向上強化を図るため、3,297億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと3,028億円）を予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理については、適正かつ効率的な維持管理や道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、4,783億円の事業費を予定している。また、長期にわたる安全性を確保するために必要な大規模更新及び大規模修繕を実施するため、1,631億円の事業費を予定している。

なお、他の高速道路株式会社の事業範囲における高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本事業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る令和6事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	東関東自動車道など計5道路85kmの新設、関越自動車道など計20道路238kmの改築	3,297
高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理	北海道縦貫自動車道など計33道路3,943kmの維持、修繕、災害復旧その他の管理	4,783
	北海道縦貫自動車道など計24道路698kmの大規模更新及び大規模修繕	1,631
高速道路株式会社法第5条第2項に規定された以外の高速道路における新設、改築		—
高速道路株式会社法第5条第2項に規定された以外の高速道路における維持、修繕、災害復旧等		—
合計A（高速道路事業）		9,710

## 2. 高速道路事業以外の事業に係る事業計画

令和6事業年度における高速道路事業以外の事業については、休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等、及びその他事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理については、高速道路の供用に伴う新規のサービスエリア等の建設、既存サービスエリア等の管理及び今後の事業準備を行うため、123億円の事業費を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等については、高速道路事業に関連する他の道路事業の委託事業を着実に実施するため、397億円の事業費を予定している。

なお、その他の事業については、駐車場事業、トラックターミナル事業、高架下の占用施設を活用した事業、宿泊事業、カード事業、Web事業などを展開するため、15億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の事業に係る令和6事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	北海道縦貫自動車道有珠山サービスエリアなど計318箇所のサービスエリア・パーキングエリアの管理	123
国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等（※1）	「関越自動車道（東京都三鷹市北野～東京都練馬区大泉町区間）並びに中央自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区間）の建設事業に伴う工事等の施行に関する細目協定」に基づく受託事業ほか	397
高速道路株式会社法第5条第2項に規定された以外の高速道路における休憩所、給油所等の建設・管理		—
その他の事業（※2）	駐車場事業1箇所、トラックターミナル事業2箇所、占用施設活用事業74箇所、宿泊事業2箇所、カード事業、Web事業ほか	15
合計B（高速道路事業以外）		535

合計（A+B）（全事業）		10,245
--------------	--	--------

※1 この中には、会社法第5条第5項に基づく、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づき行う高速道路事業に関連する事業（所要資金47億円）を含む。

※2 この中には、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第10条第1項に基づく海外道路調査等事業等（所要資金3億円）を含む。

■資金計画書

添 付

令和6事業年度の資金計画書は下記のとおりである。

単位：億円（税込）

科 目	金 額			
	合 計	高速道路事業		高速道路事業以外
収入の部				
（営業的収入）				
高速道路事業営業収入	8,681	8,681		
関連事業営業収入	388			388
SA・PA事業収入	111			111
その他の事業収入	12			12
受託事業収入	264			264
営業外収入	—			—
（資本的収入）				
社債・借入金	6,912	6,912	(6,912)	
財政融資資金借入金	—	—	(—)	
機構からの無利子借入金	46	46	(46)	
社債	5,100	5,100	(5,100)	
民間借入金	1,766	1,766	(1,766)	
前期繰越金	2,103	1,608	(1,145)	496
合 計	18,085	17,201	(8,057)	884
支出の部				
（営業的支出）				
高速道路管理費	2,348	2,348		
道路維持管理費	1,339	1,339		
道路業務管理費	689	689		
一般管理費等	320	320		
道路資産賃借料	5,888	5,888		
関連事業管理費	479			479
SA・PA事業管理費	71			71
その他の事業管理費	11			11
受託事業営業費	397			397
（資本的支出）				
高速道路新設・改築費	3,297	3,297	(3,275)	
新設・改築費	3,028	3,028	(3,007)	
一般管理費	144	144	(144)	
支払利息等	124	124	(124)	
高速道路修繕費	2,435	2,435	(2,007)	
修繕費	2,187	2,187	(1,789)	
一般管理費	220	220	(190)	
支払利息等	28	28	(28)	
高速道路特定更新等工事費（修繕）	1,631	1,631	(1,631)	
修繕費	1,553	1,553	(1,553)	
一般管理費	54	54	(54)	
支払利息等	24	24	(24)	
関連事業建設費	57			57
SA・PA事業建設費	53			53
その他の事業建設費等	4			4
社債等償還金	—	—		—
次期繰越金	1,952	1,604	(1,145)	348
合 計	18,085	17,201	(8,057)	884

※ 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※ 高速道路事業欄の（ ）書きは、機構へ承継する道路資産の形成に係る資金計画である。

# ■収支予算書

添 付

令和6事業年度の収支予算書は下記のとおりである。

単位：億円（税抜）

科 目	金 額		
	合 計	高速道路事業	高速道路事業以外
I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益	11,930	11,930	
(1) 料金収入	7,892	7,892	
(2) その他収入	4,038	4,038	
・道路資産完成高	4,038	4,038	
2. 営業費用	11,911	11,911	
(1) 道路資産賃借料	5,415	5,415	
(2) 道路資産完成原価	4,038	4,038	
(3) 管理費用	2,458	2,458	
・維持修繕費	1,217	1,217	
・管理業務費	636	636	
・一般管理費	268	268	
・租税公課	30	30	
・減価償却費	306	306	
高速道路事業営業利益	20	20	
II. 関連事業営業損益			
1. 営業収益	474		474
(1) SA・PA事業収入	101		101
(2) その他の事業収入	11		11
(3) 受託事業収入	361		361
2. 営業費用	465		465
(1) SA・PA事業費	92		92
(2) その他の事業費	13		13
(3) 受託事業費	361		361
関連事業営業利益	8		8
全事業営業利益	28	20	8
III. 営業外収益	—	—	—
IV. 営業外費用	21	20	1
経常利益	7	—	7
V. 特別利益	—	—	—
VI. 特別損失	—	—	—
税引前当期純利益	7	—	7
法人税、住民税及び事業税	2	—	2
法人税等調整額	—	—	—
当期純利益	5	—	5

※ 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。